「新・大阪府ESCOアクションプラン」の改正概要

１．「ESCO事業対象施設一覧」について、ESCO事業導入済施設を追加、廃止施設等について削除

２．「ESCO事業対象施設一覧」に記載がない施設であっても、事業化が見込めると判断した施設については導入を進める旨を追加

３．引用修正している行政計画や各種システム名等については時点修正

４．別添資料（進捗・効果についての検証、推進方策の見直しについて）を追加

以上